

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 関係する会社は、物品供給・業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 3 (*1) (*2)会社法第2条第3号及び第4号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 4 (*3)役員とは、法人の場合は取締役等。
(会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。) また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 6 (*5)夫婦、親子とは(参考2)の で囲まれた者。
- 7 (*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の で囲まれた者。

(参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

一 略

二 略

三 子会社

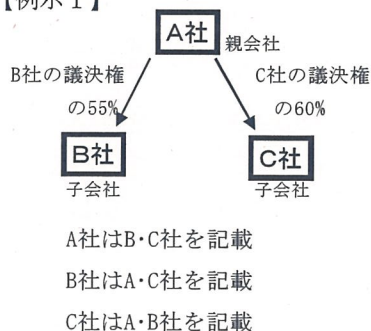
会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社

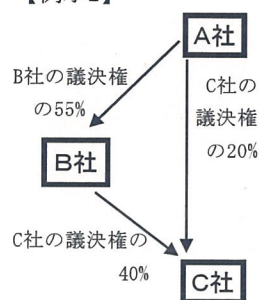
株式会社が子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

親会社、子会社の例

【例示1】



【例示2】



B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

(参考2)

